

一般財団法人高専インフラメンテナンス人材育成推進機構 会員規程

(目的)

第1条 本規程は、一般財団法人高専インフラメンテナンス人材育成推進機構（以下「本法人」という。）の目的に賛同し、その事業を支援する個人、法人、行政を会員とし、必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第2条 本法人の会員（以下「会員」という。）は、次のとおり区分する。

- (1) 個人会員 個人の資格で参加する会員
 - (2) 法人会員 行政会員以外の法人・団体として参加する会員
 - (3) 行政会員 都道府県・市町村及びそれぞれの部局として参加する会員
- 2 法人会員及び行政会員は、年会費及び特典に応じてさらに次の種別に区分する。
- (1) 法人会員
 - ① プラチナ会員
 - ② ゴールド会員
 - ③ シルバー会員
 - ④ ブロンズ会員
 - (2) 行政会員
 - ① 一般会員
 - ② 賛助会員

(入会)

第3条 会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を本法人に提出し、理事長の承認を受けなければならない。

- 2 本法人は、前項の承認又は不承認につき、入会申込者に対して通知をし、入会申込者は承認の通知が発せられた日をもって会員資格を取得する。

(年会費)

第4条 会員の年会費は、その区分及び種別に応じて別表のとおりとする。なお、年会費は毎年4月1日から翌年3月31日まで（以下「事業年度」という。）の年会費とする。

- 2 会員は、当該事業年度の年会費を毎年4月末までに納入しなければならない。
- 3 前二項の規定に関わらず、事業年度途中に入会した会員は、入会申請時期に応じて次のとおりの年会費を会員資格を取得した翌月末日までに納入しなければならない。
 - (1) 4月1日から9月30日までの入会申請の場合
当該事業年度の年会費全額
 - (2) 10月1日から3月31日までの入会申請の場合
当該事業年度の年会費半額
- 4 既に納入された年会費は、会員が退会した場合においても返還しないも

のとする。

(会員の特典)

第5条 会員は、その区別及び種別に応じて別表の特典を享受することができる。

(退会)

第6条 会員は、次のいずれかに該当するときは本会を退会するものとする。

- (1) 会員が所定の退会届を提出したとき
- (2) 正当な理由なく年会費を滞納したとき
- (3) 個人会員にあつては死亡したとき
- (4) 法人会員にあつては破産又は解散又はそれに準ずる状態となったとき
- (5) 除名されたとき

(除名)

第7条 会員が次のいずれかに該当するときは、本法人は理事会の承認を得て当該会員を除名することができる。

- (1) 本法人の定款その他規程に違反したとき
- (2) 本法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき
- (3) 反社会的勢力との関わりが認められたとき
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき

(変更届)

第8条 会員は、その氏名若しくは名称、住所、連絡先等、本法人への届出事項に変更が生じたときは、速やかに本法人に変更届を提出しなければならない。

- 2 本法人は、会員が前項の変更手続を行わなかったことによって生じた不利益について一切責任を負わない。

(規程の改廃)

第9条 本規程の改廃は、理事会の決議をもって行うものとし、規定の改廃は、本会のウェブサイトにおいて会員に告知するものとする。

(補則)

第10条 本規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 本規程は、令和5年7月1日から施行する。

別表

会員年会費及び特典

会員区分	個人会員	法人会員				行政会員		備考
	会員種別 (年会費)	ブロンズ	シルバー	ゴールド	プラチナ	一般	賛助	
特典	1万円	5万円	10万円	30万円	50万円以上	—	5万円	
技術支援					ゴールド 特典 + プラチナ 特典 ※1	△	○	インフラの維持管理に関する技術支援※2
会報	○	○	○	○		○	○	本法人の会報(年1回)の配布
HPに団体名掲載	○	○	○	○		○	○	会員種別に応じた本法人HPへの掲載
表彰推薦	○	○	○	○		○	○	財団が行う表彰への推薦
講習会の優先枠	○	○	○	○			○	連携高専が主催する講習会の優先枠の確保
イベント参加			○	○			○	シルバー会員以上限定のイベントへの参加
各校実習フィールドの活用				○				連携高専の実習フィールドの提供
広報誌等への協力				○				会員の企業広報誌等で支援への謝意を表明
講演講師派遣				○				会員主催の講演等への講師の派遣または紹介※3
インターン情報紹介				○				インターン募集を関連教員に直接紹介・調整

※1 プラチナ会員の特典は、別途決定致します。

※2 行政一般会員への技術支援は対価方式とし、支援内容により対価を決定致します。なお、技術支援に要する費用(交通費、宿泊費、その他技術支援に要する実費)は会員種別に関わらず発生致します。

※3 講師料、費用(交通費、宿泊費、その他派遣等に要する実費)は発生致します。

※4 特典に関しては、※2、3以外の場合においても有償による提供を行う場合があります。